

## 4. その他

### 社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応え、奥多摩町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(委員の構成)

第2条 この委員会は、次に掲げる委員15名以内で構成し、会長がこれを委嘱する。

- (1) ボランティア
- (2) 一般住民
- (3) 民生委員
- (4) 社会福祉関係団体の代表
- (5) 知識学識経験者
- (6) 社会福祉協議会役員
- (7) 関係機関の職員

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める諮問にかかる事項の答申をした時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職名によって委嘱された委員については、前項の規定にかかわらずその職を辞したとき、委員の職を解くものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。但し、この委員会の第一回目の会議は会長が召集する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(作業委員会)

第5条 委員長が必要と認めるときは、作業委員会を設置することができる。

(事務局)

第6条 この委員会の事務局は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会内に置く。

(その他必要事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則（平成27年5月29日 議案第4号）  
この規程は、平成27年5月29日から施行する。